

## 前文

むし歯及び歯周病に代表される歯科疾患は、その発病、進行により欠損や障害が生じ、その結果として歯の喪失につながるため、食生活や社会生活等に支障をきたすとともに、歯周病が全身の健康に影響を与えるものとされている。

また、高齢者や要介護者における調査においても、口腔衛生状態の改善や、咀嚼能力の改善を図ることが、誤嚥性肺炎の減少や、認知機能低下の予防、日常生活動作の改善に有効であることが示されている。

そのため、歯及び口腔の健康を保つことは、単に食物を咀嚼するという点からだけでなく、食事や会話を楽しむなど、豊かな人生を送るための基礎となるものであり、市民が健康な生活を送ることのできる地域社会の実現に向け、積極的な取組みを行っていくために、この条例を制定する。

## 【趣旨】

前文は、本条例の制定の趣旨、理念、目的を述べ、本条例の基本的な考え方を明らかにするものである。

歯及び口腔の健康を保つことの重要性を示し、もって市民が健康な生活を送ることのできる地域社会の実現に向け、積極的な取組みを行っていくことを目指すことを定めている。

## 【解説】

日常生活動作とは、「A D L (Activities of Daily Living)」のこと、日常生活における食事、排せつ、入浴、整容、移動等の基本的な日常動作をいう。

### (目的)

**第1条** この条例は、歯及び口腔の健康づくりの推進について基本理念を定め、市民、市、歯科医療関係者、保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等、医療保険者及び事業者の役割を明らかにするとともに、歯及び口腔の健康づくりに関する施策について基本的な事項を定め、総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的とする。

## 【趣旨】

本条は、条例に規定する内容を総括的に示すとともに、その目的は、「市民の歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が生涯にわたり、生き生きと元気に過ごせるようにすること」であることを定めている。

## 【解説】

1 本条例は市民の歯及び口腔の健康づくりを推進するため、基本理念を定め、市民、市、歯科医療関係者、保健医療関係者、福祉関係者、教育等関係者等、医療保険者、事業者が、それぞれ有する責務又は役割を踏まえて行動するとともに、相互に連携・協力し、

一体となって歯及び口腔の健康づくりのための施策を総合的かつ計画的に推進していくという市の施策の枠組みを提示した条例であって、市民の権利を制限し又は義務を課すことを内容とする条例ではない。

- 2 「歯及び口腔」について、口腔は本来、口から咽頭に至る部分であり、歯も包含するが、確認的に「歯及び口腔」とする。口から咽頭に至る部分には口唇、舌、顎、鼻腔や咽頭に連なる形態とその機能を含むものとする。
- 3 「歯及び口腔の健康づくり」とは、歯及び口腔について、むし歯、歯周病、口腔機能の低下などのない健康な状態にし、その状態を保持するための取組みのことをいう。

#### (基本理念)

**第2条 歯及び口腔の健康づくりは、市民自らがその意義を自覚し、生涯にわたって取り組むものであり、その施策は、医療、保健、福祉、教育その他食育等の関連施策との有機的な連携を図り、関係者の協力を得て、市民の自主的な取組みを促進することを旨として、推進されなければならない。**

#### 【趣旨】

歯及び口腔の健康づくりの推進のための基本理念を掲げた規定である。

歯及び口腔の健康づくりは、各個人が主体的に、生涯にわたって取り組むことを前提としている。よって、その施策は関連施策との有機的な連携や関係者の協力を得て、取組みの環境を整備するなど、個人の自主的な取組みを促進することを旨として推進されるものとしている。

#### 【解説】

歯及び口腔の健康づくりは、健康な人も含め、様々な生活習慣病の予防等、市民の全身の健康づくりに重要なことと自覚を促すとともに、医療、保健、福祉、教育などの各分野が連携して個人の取組みを総合的に支援していくことが求められ、また、各分野の連携促進により、効果的で質の高い取組みにつながることを示したものである。

#### (市民の役割)

**第3条 市民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯及び口腔の健康づくりについて理解を深め、必要に応じて県、市、事業者等が実施する歯科健診（健康診査又は健康診断において実施する歯科に関する健診をいう。以下同じ。）その他の事業及び施策を活用し、歯及び口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。**

#### 【趣旨】

市民は、健康の保持増進のため、その重要性に対する关心と理解を深め、日頃から積極的に行動することが必要である。歯及び口腔の健康づくりは、全身の健康づくりにも関係することから、自主性及び自立性を尊重しつつ、自ら進んで歯及び口腔の健康づくりに取

り組むよう努めることを規定したものである。

#### 【解説】

- 1 歯及び口腔の健康づくりの取組みを推進するうえで、市民の自主的な参画が重要になるため、市民の自主的な取組みを求めるものである。
- 2 「基本理念にのっとり」とは、常に本条例に規定される基本理念を念頭に置き、それを手本、基準とすべきことをいう。
- 3 市民の役割として、日常生活における歯みがきを始めとする口腔ケアの取組みに努めるとともに、県、市、事業者等が実施する歯科健診の受診や、歯科医師又は歯科衛生士等による健康相談などを積極的に活用し、疾病の予防に努めることがあげられる。

#### (市の責務)

**第4条** 市は、基本理念にのっとり、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

- 2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、歯科医療関係者その他関係者と連携し、及び協力して行うものとする。

#### 【趣旨】

本条は、市が基本理念にのっとり、歯及び口腔の健康づくりの推進に取り組む市の責務について定めたものである。

#### 【解説】

- 1 本条は市として歯及び口腔の健康づくりを推進していくことを明らかにしたものだが、具体的な施策については、本条例を所管する執行機関が中心となって実施されることになる。
- 2 「総合的かつ計画的に実施する」とは、歯及び口腔の健康づくりは医療、保健、福祉、教育等多方面の分野に關係することから一定の目標を立てて進めていくための施策を実施することをいう。
- 3 「歯科医療関係者その他関係者と連携し、及び協力して行う」とは、個々の縦割り的な対応だけではなく、その他関係者との連携、協力により、一層効果的な歯及び口腔の健康づくりを推進することである。
- 4 その他関係者とは、第6条で定める保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等、医療保険者及び事業者をいう。

#### (歯科医療関係者の責務)

**第5条** 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者は、職務を遂行し、適切な歯科医療又は歯科保健指導を行うよう努めるとともに、基本理念にのっとり、市が実施する歯及び口腔の健康づくりに関する施策の推進に協力するものとする。

## 【趣旨】

本条は、歯科医療関係者が相互に連携を図りながら、基本理念にのっとり、市が実施する歯及び口腔の健康づくりの推進に取り組む施策に協力する責務について定めたものである。

## 【解説】

- 1 「歯科医療関係者」とは、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士のほか、歯科医師と連携協力して、歯科医療補助を行う看護師、准看護師、言語聴覚士や保健指導を行う保健師、看護師等が考えられる。
- 2 「歯科保健指導」とは、歯科医療関係者が専門的な立場で有効な情報を提供することなどを通じて、健康に関する指導又は相談若しくは助言を行うことをいう。

### (保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等、医療保険者及び事業者の責務)

- 第6条 保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等は、基本理念にのっとり、市民の歯及び口腔の健康づくりの推進及び他の者が行う歯及び口腔の健康づくりに関する活動との連携及び協力を図るよう努めるものとする。
- 2 医療保険者は、基本理念にのっとり、市内の被保険者が歯科健診及び歯科保健指導（以下「歯科健診等」という。）を受けるための機会を確保し、歯及び口腔の健康づくりに関する取組みを推進するよう努めるものとする。
  - 3 事業者は、基本理念にのっとり、市内の事業所で雇用する従業員が歯科健診等を受けるための機会を確保し、歯及び口腔の健康づくりに関する取組みを推進するよう努めるものとする。

## 【趣旨】

本条は、歯科保健に関する者等の責務を定めたものである。医療、保健、福祉、教育、医療保険及び事業等に關係する者は、市民の歯及び口腔の健康づくりに関して重要な役割を果たすことが特に期待されていることから、基本理念にのっとり、市民の歯及び口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、相互の活動において連携、協力を図るよう努めることを規定したものである。

## 【解説】

- 1 「保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等」とは、医療及び保健、保育、介護及びその他の社会福祉、並びに教育に関する職務に従事する者及び関係団体をいい、ここには、市及び市職員も含まれる。

これらの者は、歯科保健指導を直接の業務とはしていないが、本来の業務を行うに当たって、口腔衛生や食生活を通じた健康の重要性を指導することが可能であり、市民が歯及び口腔の健康づくりに関する関心や理解を深める上で重要な役割を担うことが期待できるため、積極的な関わりをもつよう定めるものである。

- 2 歯及び口腔の健康づくりは、全ての市民の生涯にわたる取組みであるため、歯科健診等を受けることが困難な環境にある乳幼児、児童等に対する活動も保健医療関係者、福

祉関係者、教育関係者等の連携及び協力に含むものである。

- 3 「保健医療関係者」とは、第5条（歯科医療関係者の役割）の規定が適用される歯科医療又は歯科保健指導を本来の業務とする者以外の、医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、言語聴覚士、管理栄養士、栄養士などをいう。
- 4 「福祉関係者」とは、保育士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、社会福祉施設職員、福祉関係団体職員などをいう。
- 5 「教育関係者」とは、教育委員会事務局職員、養護教諭、栄養教諭、学級担任、幼稚園教諭、大学教授などをいう。なお、学校歯科医は、歯科保健指導を直接の業務としているため、本条ではなく第5条に規定する「歯科医療関係者」に該当する。
- 6 「他の者が行う歯及び口腔の健康づくりに関する活動との連携、協力を図るよう努める」とは、個々の縦割り的な対応だけではなく、他職種との連携により、一層効果的な歯及び口腔の健康づくりを推進するということである。
- 7 医療保険者及び事業者は、健康管理の一環として、歯科健診等の実行が現実となるよう、歯及び口腔の健康づくりに、より積極的な役割を果たすよう努めることを規定するものである。
- 8 医療保険者とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員共済組合法又は私立学校教職員共済法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。
- 9 事業者とは、労働安全衛生法第2条第3号に規定する「事業を行う者で、労働者を使用するもの」をいう。

#### （基本的施策）

第7条 市は、前2条に規定する者と連携し、基本理念にのっとり、8020運動を推進するとともに、ライフステージの特性に応じた歯及び口腔の健康づくりに関する取組みを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 歯及び口腔の健康づくりに関する情報の収集及び提供を行うこと。
- (2) 歯科と医科及び薬局が適切に連携し、周術期等及び訪問診療における歯及び口腔の健康づくりに関する取組みを推進すること。
- (3) 乳幼児期から高齢期まで生涯にわたるフッ化物応用等の効果的なむし歯予防対策を推進すること。
- (4) 乳幼児期から高齢期まで適時、定期的に歯科健診等を受けるための機会の確保に関する取組みを推進すること。
- (5) 妊娠期における歯科疾患の予防対策を推進すること。
- (6) 乳幼児期におけるむし歯予防及び口腔機能の健全な発達に関する取組みを推進すること。
- (7) 学齢期における歯及び口腔の健康づくりに関する教育を推進すること。
- (8) 成人期における歯周病予防対策を推進すること。
- (9) 高齢期における口腔機能維持及び向上に係るオーラルフレイル予防に関する取組

みを推進すること。

- (10) 口腔に発生するがん等の対策に関すること。
- (11) 歯科健診等又は歯科医療を受けることが困難な障害児、障害者及び介護を必要とする高齢者等に係る歯及び口腔の健康づくりを推進すること。
- (12) 歯及び口腔の健康づくりの観点から、食育及びたばこ対策の推進並びに糖尿病その他生活習慣病の予防等を推進すること。
- (13) 災害歯科保健医療に係る体制の整備及び取組みを推進すること。
- (14) 歯及び口腔の健康づくりに関するボランティア活動に携わる市民の増加を図り、その活動を支援すること。
- (15) 歯及び口腔の健康づくりに関する調査及び研究を推進すること。
- (16) 前各号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりに関し必要な取組みを推進すること。

#### 【趣旨】

本条は、第4条で定める市の責務を遂行するものとして、厚生労働省と日本歯科医師会が主唱する80歳になっても自分の歯を20本以上保つための取組みである「8020運動」を推進するとともに、人の一生を乳幼児期、学齢期、妊娠期、成人期及び高齢期に区分した「ライフステージ」の特性に応じて実施する歯及び口腔の健康づくりを推進するために、市が取り組むべき基本的な施策を定めたものである。

#### 【解説】

- 1 第1号は、市は、第3条から第6条までに規定する責務・役割を有する関係者が歯及び口腔の健康づくりを推進するために必要とする情報を収集し、又は情報を提供し、かつ歯及び口腔の健康づくりの推進に必要な広報活動を積極的に行うことをいう。  
なお、市の関係部局間の情報共有等を含むものである。
- 2 第2号は、市は、「口から食べる支援」が栄養摂取、体力維持向上、こころの健康及び歯周病等の歯科疾患の全身への影響など全身の健康状態に密接に関わるとの観点から、歯科と医科及び薬局との連携した取組みを推進するものである。  
なお、具体的な取組みは、周術期（入院、手術、治療、回復まで等を含めた術前、術中、術後までの一連の期間のこと）等においては、誤嚥性肺炎、口腔粘膜炎等疾病及び治療にともなう自覚症状である口の渴き、味覚異常等並びに歯の損傷・歯の被せ物の脱離等の合併症の予防・改善、訪問診療（自宅で療養する患者に対し歯科医師が在宅に赴いて診療することをいう。）においては、歯科診療や口腔機能管理を行うことなどをいう。
- 3 第3号は、市は、乳幼児期から高齢期までの生涯にわたるむし歯予防対策を効果的に推進するため、「歯にフッ化物を塗布する」、「フッ化物洗口（ぶくぶくうがい）」及び「フッ化物配合歯磨剤使用」等を総称する「フッ化物応用」の情報提供や技術的支援などの対策を推進するものである。
- 4 第4号は、市は、乳幼児期から高齢期までそれぞれの時期における健全な口腔機能の

維持向上及び歯科疾患の予防、早期発見、早期治療をするために健康診査及び健康診断において実施する歯科に関する健診並びに歯科保健指導を受ける機会の確保に関する取組みを推進するものである。

- 5 第5号は、市は、女性ホルモンの影響やつわりで歯みがきが不十分になることにより、むし歯や歯周病にかかりやすくなる妊娠期の特性に合わせた歯科健康診査・健康相談・健康教育等を推進するものである。
- 6 第6号は、市は、乳歯列の完成する乳幼児期のむし歯予防及び口腔機能（摂食（食べ物を認知し口に入れて噛みくだき唾液と混ぜ合わせ食塊とする一連の流れ）、嚥下（嚙みくだいて形成された食塊を口腔から咽頭、食道を通り、胃に送り込まれるまでの一連の流れ）、話すこと）の健全な発達を支援するために、歯科健診等、歯科相談を受ける機会の確保に関する取組みを推進するものである。
- 7 第7号は、市は、「学校歯科巡回教室」を文部科学省の小学校学習指導要領特別活動「学級活動」に位置付け、乳歯から永久歯への生え代わり等で口腔内の状況が変化し、確実な歯口清掃が困難になる学齢期において、児童・生徒を対象にした歯科健康教育を推進するものである。
- 8 第8号は、市は、成人期以降に増加する歯周病の予防対策として歯周病検診や健康づくり教室等を推進するものである。
- 9 第9号は、市は、加齢に伴う口の機能のささいな衰え（むせる、口が渴く、硬いものが嚙みにくい等）のことをいうオーラルフレイルを予防し、口腔機能の維持・向上を図るために、お口の体操などを実践する歯科健康教室等の取組みを推進するものである。
- 10 第10号は、市は、口腔がんに関する正しい知識の普及啓発等の取組みを推進するものである。
- 11 第11号は、市は、障害又は身体の衰えにより歯科医療機関等への通院が困難な者に適切な歯科医療又は歯科保健指導を受けられるよう支援するための取組みを推進するものである。
- 12 第12号は、食習慣の乱れ、喫煙（受動喫煙を含む）及び糖尿病をはじめとした生活習慣病等が歯周病等との密接な関係があるとされていることから、市は、その対策や予防を推進することにより、歯及び口腔の健康づくりを図るものである。
- 13 第13号は、大規模災害等における被災生活では、口腔ケア用品の不足、断水又は不規則・制約的な食事に偏る傾向にあり、口腔内細菌の増殖によるむし歯や歯周病等の発生又は重症化が懸念される。さらには、高齢者における誤嚥性肺炎など身体に悪影響を及ぼす可能性がある。  
そこで、神奈川県の「災害時歯科口腔保健対応対策事業」と連携し、「横須賀市地域防災計画」に基づく災害時の歯科保健医療の体制を整え、非常時における被災者の口腔衛生に係る対策を講じるものである。
- 14 第14号は、市は、歯及び口腔の健康づくりを推進するため、市が実施している歯科健康教室などの受講者等が、各自が習得した知識を広く普及する活動などを支援するものである。
- 15 第15号は、市は、第5条及び第6条に規定する者等と連携して、歯及び口腔の健康づ

くりの現状を把握し、歯科口腔衛生の向上に寄与する調査研究等を推進するものである。

16 第16号は、市は、第2条に規定する歯及び口腔の健康づくりの基本理念にのっとり、1号から15号までに該当しない取組みを推進するものである。

(歯及び口腔の健康づくりの推進に関する計画)

**第8条** 市長は、歯及び口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 基本理念にのっとり推進する歯及び口腔の健康づくりに関する基本的な方針、目標等
- (2) 歯及び口腔の健康づくりに関する具体的な取組み等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、推進計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

**【趣旨】**

本条は、歯及び口腔の健康づくりに関する施策が実効性あるものとして着実に実施されるよう、市長が「推進計画」を策定して、中長期的な展望に立ち、総合的かつ計画的に継続して取り組むことを明らかにしたものである。

**【解説】**

第2項第1号から第3号までは、推進計画は、本条例の基本理念にのっとり、基本的な方針、目標等大局的な方向性並びに歯及び口腔の健康づくりに関する具体的な施策及びその他の必要な事項を定めることを規定するものである。

(財政上の措置)

**第9条** 市は、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

**【趣旨】**

本条は、歯及び口腔の健康づくりを推進するために必要な経費に係る予算措置について、組織の整備、人員の配置等を含めて適確に講ずることを定めたものである。

**【解説】**

事業等の推進には財政的な裏付けが必要であることを確認的に規定しているものであり、具体的な事業に係る予算措置については、その必要性、妥当性、効率性などを検討して、全体の財政状況を踏まえて個別に判断することは当然であるが、同時に、本条例の制定趣旨が尊重されるよう財政上の措置に努めることを定めるものである。

**附則**

この条例は、令和2年10月1日から施行する。